

第23号議案

令和元年8月29日
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和元年8月27日付31議事第247号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議案名	
1	第142号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2	第143号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
3	第144号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第145号議案 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
5	第152号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	第153号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
給 与 の 支 給 第8条第3項 期 末 手 当 第21条第1項 勤 勉 手 当 第21条の2第1項 期末手当の不支給 第21条の2の2 第2号～第4号	【成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う規定整備】 地方公務員法第16条で定める欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、除外規定を削除 【文言整備】 禁錮 → 禁錮
施 行 期 日 附則	令和元年12月14日

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「1」と同様の改正を行う。

3 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
旅 費 の 支 給 第3条第3項	【地方公務員法の改正に伴う文言整備】 「第16条第2号から第5号まで」→「第16条各号」
施 行 期 日 附則	令和元年12月14日

4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限 第17条第1項第2号	【成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う規定整備】 地方公務員法第16条で定める欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、除外規定を削除
文 言 整 備 第8条第2項第3号 第10条の2第1項 付則第29条	【文言整備】 ○ 地方独立行政法人法の改正に伴う一般地方独立行政法人の定義規定の改正 「第8条第3項」→「第8条第1項第5号」 ○ 一般地方独立行政法人定義規定の記載を第10条の2第1項から第8条第2項第3号に移行 ○ 「平成34年3月31日」→「令和4年3月31日」
施 行 期 日 附則	令和元年12月14日 第8条第2項第3号、第10条の2第1項及び付則第29条の改正規定は公布の日

5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
期 末 手 当 第5条第1項	【成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う規定整備】 地方公務員法第16条で定める欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、該当規定を削除
文 言 整 備 改正条例附則	【文言整備】 「平成32年4月1日」→「令和2年4月1日」
施 行 期 日 附則	令和元年12月14日

6 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。

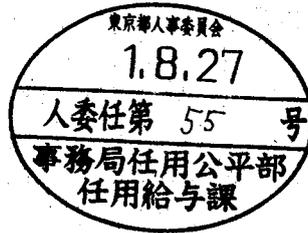
項 該 当 条 目 文	内 容
用語の定義 第2条第2項 第3条(削除)	【時間講師における準常勤講師の設定廃止に伴う改正】 準常勤講師の定義、認定基準の規定を削除
勤務時間等 第4条第1項第2号 (新設)	【時間講師の勤務時間】 勤務時間に「授業の実施に付随する業務に要する時間」を追加
休暇の付与 第5条第1項 第2号 第3号 第4号 (新設) 第2項	【時間講師の休暇】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 病気休暇を廃止 ○ 介護休暇、介護時間、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、夏季休暇、短期の介護休暇を新たに付与
報酬の額等 第6条第1項 第2項	【時間講師の報酬の額】 時間を単位とし、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の報酬を支給 【時間講師における準常勤講師の設定廃止に伴う改正】 準常勤講師の報酬に関する規定を削除
報酬の減額 第7条第1項	【時間講師の報酬の減額】 勤務時間中に勤務をしないときは、年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇又は夏季休暇を承認された場合を除き、報酬を減額
規定整備 第4条第2項 第5条第1項 第6条第2項 第7条第1項 第2項 第10条 第12条	【時間講師を会計年度任用職員とすることに伴う改正】 人事委員会の関与に関する規定を整備 【日勤講師に係る読替え】 時間講師の休暇の付与及び報酬の減額の規定を日勤講師へ準用するに当たっての読替え規定を整備
一部改正条例の規定整備 第6条第3項 第8条の2第2項 第13条の2 第8条の2第1項	【条例第6条の改正に伴う規定整備】 * 1 <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6条第3項の改正規定を削除 ○ 報酬の額を定める規定の変更に伴う引用条文の変更 ○ 学校職員の給与に関する条例の言い換え規定の移行 【成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う規定整備】 * 2 地方公務員法第16条で定める欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、該当規定を削除

施 行 期 日 附則第1項 第1号 第2号	令和2年4月1日 * 1の改正規定 公布の日 * 2の改正規定 令和元年12月14日
経 過 措 置 附則第2項 附則第3項 附則第4項	令和2年3月31日現在準常勤講師で、同年4月1日以降時間講師に任用されるもののうち、人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、従前のおり <ul style="list-style-type: none"> ・病気休暇（報酬減額なし）を付与 ・妊娠出産休暇については報酬減額なし



31議事第247号
令和元年8月27日

東京都人事委員会委員長
青山 侑 殿



東京都議会議長
尾崎 大 介



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和元年第3回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第142号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第143号議案 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第144号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第145号議案 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 5 第152号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第153号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 6 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（7頁）

第四百四十二号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員^の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員^の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

第二十一条第一項及び第二十一条の二第二項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十一条の二の二第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百五十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

第二十四条第一項及び第二十四条の二第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十四条の二の二第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百四十三号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四百四十四号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「一般地方独立行政法人」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条の二第一項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第十七条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

付則第二十九条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第八条第二項第三号、第十条の二第一項及び付則第二十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

第四百四十五号議案

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第七号）の一部を次のように
改正する。

第四条の次に一条を加える改正規定中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削
る。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）
の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第四百四十五号議案

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第百五十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

第一条 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「の各号」を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業の実施に付随する業務に要する時間

第四条第二項中「については、」の下に「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て」を加える。

第五条第一項中「準常勤講師には次に掲げる休暇を、それ以外の時間講師には第一号に掲げる休暇を」を「時間講師には、次に掲げる休暇を、人事委員会の承認を得て」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 介護休暇（次項に規定するものを除く。）

第百五十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

四 介護時間

第五条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に、「準常勤講師」を「時間講師」に、「及び慶弔休暇」を「、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第六条第一項中「基礎報酬」を「時間を単位とし、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）第二条に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の報酬」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、報酬の支給方法その他必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
第六条第三項及び第四項を削る。

第七条第一項中「準常勤講師が第五条第一項各号に掲げる年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）又は特別休暇を、それ以外の時間講師が同項第一号に掲げる年次有給休暇」を「第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）」に、「その勤務しない時間について、前条に定める報酬を支給しない」を「人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する」に改め、同条第二項中「かわらず、」及び「場合は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加える。

第十条を次のように改める。
(休暇の付与)

第十条 第五条の規定は、日勤講師の休暇の付与について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

第十二条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条で準用する第五条第一項第一号」に改める。

第二条 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第二百二十三号）の一

部を次のように改正する。

第六条第三項の改正規定及び同条第四項の改正規定を削る。

第二章中第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項中「、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により」を削り、同条第二項中「第六条第三項第一号」を「第六条第一項」に、「学校職員給与条例」を「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）」に改める。

第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定中「第六条第三項第一号」を「第六条第一項」に改める。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項の改正規定を除く。） 公布の日

二 第二条中第八条の次に一条を加える改正規定のうち第八条の二第一項の改正規定 令和元年十二月十四日

（経過措置）

2 この条例による改正前の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第三条の規定に基づき、令和二年三月三十一日現在において準常勤講師に認定されている者のうち、同年四月一日以降時間講師に任用されるもの（人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものに限る。）については、同日から令和五年三月三十一日までの間、この条例による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項第一号から第四号までに掲げる休暇のほか、改正前の条例第五条第一項第二号に掲げる病気休暇を、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準により付与するものとする。

3 時間講師が、前項に規定する病気休暇（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認さ

れた場合は、改正後の条例第七条第一項の規定にかかわらず、報酬を減額しない。

4 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間、附則第二項の適用を受ける者における改正後の条例第七条第一項の規定の適用については、同項中「妊娠出産休暇、母子保健健診休暇」とあるのは、「母子保健健診休暇」と読み替えるものとする。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正を踏まえ、会計年度任用職員として任用する時間講師の報酬に係る規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（5頁）
- 3 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 4 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（9頁）
- 5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（12頁）
- 6 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（13頁）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり）</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。ただし、まだその月の給料が支給されていない場合において、その者の在職期間中の行為が、地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又は同法第二十八条第四項の規定による失職に相当し、その月まで給料を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、給料に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであること認めるときは、東京都規則で定めるところにより、前項の規定を準用することができる。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第九条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の二の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（東京都規則で定める職員を除く。）に対して、それ</p>	<p>第一条から第七条まで（略）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。ただし、まだその月の給料が支給されていない場合において、その者の在職期間中の行為が、地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又は同法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）に相当し、その月まで給料を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、給料に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであること認めるときは、東京都規則で定めるところにより、前項の規定を準用することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第九条から第二十条まで（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の二の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（東京都規則で定める職員を除く。）に対して、それ</p>

ぞれ基準日の属する月の東京都規則で定める日（第二十一条の二の二から第二十一条の二の三までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（東京都規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2から5まで （現行のとおり）

（勤勉手当）

第二十一条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（東京都規則で定める職員を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（東京都規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2から4まで （現行のとおり）

（期末手当の不支給）

第二十一条の二の二 （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員

ぞれ基準日の属する月の東京都規則で定める日（第二十一条の二の二から第二十一条の二の三までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（東京都規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2から5まで （略）

（勤勉手当）

第二十一条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（東京都規則で定める職員を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（東京都規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2から4まで （略）

（期末手当の不支給）

第二十一条の二の二 （略）

一 （略）

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員（同法第十六条第一

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 第二十一条の二三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十一条の二の二から第二十三条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第七まで（現行のとおり）

号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 第二十一条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十一条の二の二から第二十三条まで（略）

別表第一から別表第七まで（略）

改正案	現行
<p>第一条から第九条まで（現行のとおり）</p> <p>第十条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。ただし、まだその月の給料が支給されていない場合において、その者の在職期間中の行為が、地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又は同法第二十八条第四項の規定による失職に相当し、その月まで給料を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、給料に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定を準用することができる。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第十一条から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第二十四条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十四条の二の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会が人事委員会の承認を得て定</p>	<p>第一条から第九条まで（略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。ただし、まだその月の給料が支給されていない場合において、その者の在職期間中の行為が、地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分又は同法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）に相当し、その月まで給料を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、給料に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定を準用することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第十一条から第二十三条まで（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第二十四条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十四条の二の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会が人事委員会の承認を得て定</p>

める職員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める日(第二十四条の二の二から第二十四条の二の三までにおいてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員を除く。) についても同様とする。

2から5まで (現行のとおり)

(勤勉手当)

第二十四条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員を除く。) に対し、その者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員を除く。) についても、また同様とする。

2から4まで (現行のとおり)

(期末手当の不支給)

第二十四条の二の二 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

める職員を除く。) に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める日(第二十四条の二の二から第二十四条の二の三までにおいてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員を除く。) についても同様とする。

2から5まで (略)

(勤勉手当)

第二十四条の二 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員を除く。) に対し、その者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職員を除く。) についても、また同様とする。

2から4まで (略)

(期末手当の不支給)

第二十四条の二の二 (略)

一 (略)

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 第二十四条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十四条の二の二から第二十五条まで（現行のとおり）
別表第一から別表第三まで（現行のとおり）

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 第二十四条の二の三第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第二十四条の二の二から第二十五条まで（略）
別表第一から別表第三まで（略）

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （旅費の支給）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 職員が前項第一号又は第五号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4から6まで（現行のとおり）</p> <p>第四条から第四十四条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が前項第一号又は第五号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第十六条第二号から第五号まで若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p> <p>4から6まで（略）</p> <p>第四条から第四十四条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （調整額期間）</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 第十条の二第一項の規定により職員としての引き続きた在職期間に含むものとされた都が設立団体となる一般地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）</u>第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員としての引き続きた在職期間</p> <p>四から六まで（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり） 第九条及び第十条（現行のとおり） （一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続きた職員となつた者に対する在職期間に係る特例）</p> <p>第十条の二 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きた都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員となるため退職し、かつ、当該都</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （調整額期間）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略） 一及び二（略）</p> <p>三 第十条の二第一項の規定により職員としての引き続きた在職期間に含むものとされた都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての引き続きた在職期間</p> <p>四から六まで（略）</p> <p>3（略） 第九条及び第十条（略） （一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続きた職員となつた者に対する在職期間に係る特例）</p> <p>第十条の二 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きた都が設立団体となる一般地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成十五年法律</u></p>

が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き
いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算につ
いては、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期
間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 (現行のとおり)

第十一条から第十六条まで (現行のとおり)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十七条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる
退職をした者

2及び3 (現行のとおり)

第十八条から第二十五条まで (現行のとおり)

付 則

第一条から第二十八条まで (現行のとおり)

第二十九条 令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条

第七項の規定の適用については、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百八号) 第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以
下同じ。) の役員となるため退職し、かつ、当該都が設立団体となる一
般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き再び職員となつ
た者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員と
しての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間
は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 (略)

第十一条から第十六条まで (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第十七条 (略)

一 (略)

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第
一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2及び3 (略)

第十八条から第二十五条まで (略)

付 則

第一条から第二十八条まで (略)

第二十九条 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十

三条第七項の規定の適用については、同項の規定中次の表の上欄に掲げ
る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(現行のとおり)

第三十条及び第三十一条

(現行のとおり)

(略)

第三十条及び第三十一条

(略)

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年東京都条例第百七号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>題名及び第一条から第三条までの改正規定（現行のとおり）</p> <p>第五条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>題名及び第一条から第三条までの改正規定（略）</p> <p>第五条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の東京都規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。</p>

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（現行のとおり） （用語の定義）</p> <p>第二条（現行のとおり） （削除）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>第二章 時間講師</p> <p>第三条 削除</p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第四条 時間講師の勤務時間は、次に掲げる時間とする。</p> <p>一（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略） （用語の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この条例において「<u>準常勤講師</u>」とは、時間講師であつて東京都教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」）という。）が、第三条の規定に基づき認定したものをいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二章 時間講師</p> <p>（<u>準常勤講師の認定の基準</u>）</p> <p>第三条 <u>準常勤講師の認定は、専ら都立学校等に勤務し、他に主たる職業を有せず、一年間継続雇用</u>の者で次の各号に該当するものについて行う。</p> <p>一 <u>週当たり十二時間以上の教科の授業を担当する者</u></p> <p>二 <u>週当たり三日以上の出勤日数を有する者</u></p> <p>（勤務時間等）</p> <p>第四条 時間講師の勤務時間は、次の各号に掲げる時間とする。</p> <p>一（略）</p>

二 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める授業の実施に付随する業務に要する時間

三 （現行のとおり）

2 勤務時間の割振りについては、東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て教育委員会規則で定める。

（休暇の付与）

第五条 時間講師には、次に掲げる休暇を、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準により付与するものとする。

一 （現行のとおり）

（削除）

二 （現行のとおり）

三 介護休暇（次項に規定するものを除く。）

四 介護時間

2 前項第二号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、時間講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇とする。

（報酬の額等）

第六条 時間講師には、時間を単位とし、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）

（新設）

二 （略）

2 勤務時間の割振りについては、教育委員会規則で定める。

（休暇の付与）

第五条 準常勤講師には次に掲げる休暇を、それ以外の時間講師には第一号に掲げる休暇を教育委員会規則で定める基準により付与するものとする。

一 （略）

二 病気休暇

三 （略）

（新設）

（新設）

2 前項第三号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、準常勤講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇及び慶弔休暇とする。

（報酬の額等）

第六条 時間講師には、基礎報酬を支給する。

第二条に定める額を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の報酬を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、報酬の支給方法その他必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(削除)

(削除)

(報酬の減額)

第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、母子保健健康診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て教育委員会規

- 2 準常勤講師には、前項の基礎報酬のほか、付加報酬を支給する。

3 前二項に規定する基礎報酬及び付加報酬は、第四条第一項に規定する勤務時間を基準とし、次の各号に定めるところによる。

一 基礎報酬 時間を単位とし、その額は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）第二条に定める額を超えない範囲内において定めるものとする。

二 付加報酬 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第二十四条及び第二十四条の二の規定に準じて定めるものとする。

- 4 前項に規定する報酬の支給額、支給方法その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(報酬の減額)

第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、準常勤講師が第五条第一項各号に掲げる年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）又は特別休暇を、それ以外の時間講師が同項第一号に掲げる年次有給休暇を承認された場合を除き、その勤務しない時間について、前条に定める報酬を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める事由により勤務

則で定める事由により勤務しない場合は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるところにより報酬の減額を免除することができる。

第八条及び第九条（現行のとおり）

（休暇の付与）

第十条 第五条の規定は、日勤講師の休暇の付与について準用する。

この場合において、同条第一項及び第二項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

第十一条（現行のとおり）

（報酬の減額）

第十二条 日勤講師が、第九条に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第十条で準用する第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、

しない場合は、教育委員会規則で定めるところにより報酬の減額を免除することができる。

第八条及び第九条（略）

（休暇の付与）

第十条 日勤講師には、次に掲げる休暇を、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準により付与するものとする。

一 年次有給休暇

二 特別休暇

三 介護休暇（次項に規定するものを除く。）

四 介護時間

2| 前項第二号に規定する特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、日勤講師が勤務しないことが相当である場合における公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇とする。

第十一条（略）

（報酬の減額）

第十二条 日勤講師が、第九条に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第十条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊

母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。)を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。

2 (現行のとおり)

第十三条及び第十四条 (現行のとおり)

婦通勤時間、育児時間、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。)を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。

2 (略)

第十三条及び第十四条 (略)

改正案	現行
<p>都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。</p> <p>第二条第一項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）のうち時間を単位として勤務するもの」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち時間を単位として都立学校等に勤務する教員」に改め、同条第三項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（再任用短時間勤務職員を除く。）のうち一日を単位として勤務するもの」を「会計年度任用職員のうち一日を単位として都立学校等に勤務する教員」に改める。</p> <p>第四条第二項中「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。</p>	<p>都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。</p> <p>第二条第一項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）のうち時間を単位として勤務するもの」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち時間を単位として都立学校等に勤務する教員」に改め、同条第三項中「都立学校等に勤務する教員で常時勤務することを要しないもの（再任用短時間勤務職員を除く。）のうち一日を単位として勤務するもの」を「会計年度任用職員のうち一日を単位として都立学校等に勤務する教員」に改める。</p> <p>第四条第二項中「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。</p> <p>第六条第三項第一号中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改め、同項第二号中「昭和三十一年東京都条例第六十八号」の下に「。以下「学校職員給与条例」という。」を加え、「第二十四条及び」を削り、</p>

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

(期末手当)

第八条の二 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第六条第一項の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額に、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第二十四条第一項に掲げる職員（同条第二項に規定する教育五級等職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

同条第四項中「事項は、」の下に「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て」を加える。

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

(期末手当)

第八条の二 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第六条第三項第一号の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額に、学校職員給与条例第二十四条第一項に掲げる職員（同条第二項に規定する教育五級等職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額に教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第九条中「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）を「人事委員会」に改める。

第十一条第一項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。
第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（期末手当）

第十三条の二 第八条の二の規定は、日勤講師の期末手当について準用する。この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、同条第二項中「第六条第一項」とあるのは「第十一条第一項」と、「方法により月額に換算した額」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第十四条中「事項は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加え、同条後段を削る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

第九条中「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）を「人事委員会」に改める。

第十一条第一項中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。
第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは、「日勤講師」と読み替えるものとする。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

（期末手当）

第十三条の二 第八条の二の規定は、日勤講師の期末手当について準用する。この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、同条第二項中「第六条第三項第一号」とあるのは「第十一条第一項」と、「方法により月額に換算した額」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第十四条中「事項は、」の下に「人事委員会の承認を得て」を加え、同条後段を削る。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。